

下 総 第 3 4 3 号
令和6年(2024年)3月26日

下関市監査委員	今	井	弘	文	様
同	秋	森	和	也	様
同	木	本	暢	一	様
同	田	中	義	一	様

下関市長 前田 晋太郎

指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和5年11月30日付け監査報告第21号により提出のありました指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

都市整備部公園緑地課
豊北総合支所建設農林水産課

下関市都市公園市街地エリアについて

[指摘事項]

- (1) 下関市都市公園市街地エリアの管理運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第16条第3項の規定により、指定管理者が行為許可の申請について審査請求を行うことができる処分をするときは、当該処分の相手方に対し、行政不服審査法第82条第1項の規定による教示を、書面により行わなければならないが、指定管理者は、都市公園内においての行為を許可する際に書面による教示を行っていなかった。所管課は、適正に事務が行われるよう、指定管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

指定管理者が行う行為許可については、行政不服審査法第82条第1項の規定による教示を許可書に記載するよう指定管理者を指導し、対応済みであることを確認した。

[指摘事項]

- (2) 基本協定第19条第2項の規定により、指定管理者がその管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市に申し出て、その承諾を受けなければならないが、指定管理者が第三者に委託している業務について市に申出等を行っていないものが見受けられた。所管課は、適正に事務が行われるよう、指定管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

指定管理者に対し、第三者委託の承認申請を行うよう指導し、令和5年11月15日に申請書の提出を受け、11月16日付けで承諾書を発出し、同日契約書の写しの提出を受けた。

[指摘事項]

- (3) 下関市指定管理候補者選定委員会の委員の推薦及び就任の依頼については、下関市事務決裁規程第5条第10号の規定により、市長の決裁を受けなければならないが、部長の決裁により行われていた。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

下関市指定管理候補者選定委員会の委員決定後の委嘱の伺いにおいては市長決裁としていたが、委員の推薦及び就任の依頼は、部長決裁として

いた。

指摘を受け、担当者はもとより、課内に下関市事務決裁規程及び下関市指定管理者制度ガイドラインの周知を図った。

〔指摘事項〕

- (4) 基本協定別紙 1 管理物件一覧に記載されている施設と実際に存在する施設に不整合が見受けられた。所管課は、指定管理施設の管理物件の現状の把握に努められたい。

(改善措置状況)

基本協定作成時に現地確認を行い管理物件一覧を作成したが、確認漏れやその後の施設の撤去等により、管理物件一覧と現状が不整合となっていた。

改めて現地確認を行い、現状に合った管理物件一覧に改め、令和 6 年 1 月 11 日付けで、基本協定の変更を行った。

二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港について

〔指摘事項〕

- (1) 指定管理業務である漁港施設の使用許可に関する業務において、以下の事項が見受けられた。下関市二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港及び阿川漁港の漁港施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき適正に事務処理されたい。

ア 更新手続の通知について、基本協定書別紙 2 管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）において、「許可利用者に対して、翌年度も引き続き使用許可を受ける場合は、更新の手続が必要となる旨を 1 月下旬に次の事項を記載して文書等で通知すること。」と規定されているが、更新手続の通知が 3 月に発送されていた（二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港）。

イ 更新に係る使用許可申請書の受付期間について、仕様書において、「更新に係る使用許可申請書の受付期間は、2 月中とし、…」と規定されているが、更新手続の通知に記載されている受付期間は 3 月中又は 4 月中となっていた（二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港）。

ウ 漁港施設使用許可書において、使用開始日を使用許可日より前に遡及して使用を許可していた（和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港）。

エ 基本協定書第 13 条第 3 項の規定により、本施設の使用許可の申請について審査請求を行うことができる処分をするときは、当該処分の相手方に対し、行政不服審査法第 82 条第 1 項の規定による教示を書面により行わなければならないが、使用を許可する際に書面による教示を行っていなかった（二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿

川漁港)。

オ 漁港施設利用料金（以下「利用料金」という。）の請求書において、請求書発行日より前の支払期限が設定されていた（肥中漁港）。

カ 前年度の許可利用者が更新の手続を行っていないにもかかわらず、係留者名簿に記載し、漁港施設を使用させていた（和久漁港、肥中漁港）。

（改善措置状況）

ア 指定管理者に対して、基本協定書に基づき 1 月下旬に更新手続の通知を行うよう指導した。令和 6 年 1 月 26 日に更新手続の通知文書が発送されたことを確認した。

イ 指定管理者に対して、基本協定書に基づき、受付期間を 2 月中とするよう指導した。令和 6 年 1 月 26 日に発送された更新手続の通知文書の受付期間が、2 月中となっていることを確認した。

ウ 指定管理者に対して、使用開始日より前に使用許可の手続を行うよう指導した。

エ 指定管理者に対して、教示のひな型を示し、使用許可書の裏面に記載するよう指導した。

オ 指定管理者に対して、請求書の発行前に複数人で内容を確認するよう指導した。

カ 指定管理者に対して、更新の手続を行わずに漁港施設を使用させないよう指導した。令和 5 年度の該当者については、電話及び文書により手続を行うよう連絡したことを確認した。

〔指摘事項〕

- (2) 利用料金の納付について、下関市漁港管理条例（以下「条例」という。）第 13 条第 2 項に「前項の利用料、占用料及び使用料は、前納しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。」と規定されているが、承認もなく前納されていない事例が多数見受けられた。条例に基づき、適正に事務処理されたい（二見漁港、矢玉漁港、和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港）。

（改善措置状況）

指定管理者に対して、下関市漁港管理条例に基づき適正に事務処理を行うよう指導した。更新の手続では、利用料の納期限を 3 月中とすることを確認した。

〔指摘事項〕

- (3) プレジャーボートの係留について、管理施設の範囲（以下「指定区域」という。）以外に係留しているものが見受けられた。所管課によると、漁港内の静穏が保たれず、指定区域のみではプレジャーボートを係留できないため、指定区域以外の係留を認めているとのことであった。条例第 11 条第 1 項に「漁船以外の船舶を漁港の区域内に停係泊し、又は甲種漁港施設に陸置

きしようとする者は、前条第1項第1号により市長が指定する施設を使用しなければならない」と規定されているため、指定区域が係留に適さないのであれば見直しを行われたい（和久漁港、肥中漁港、島戸漁港、阿川漁港）。

（改善措置状況）

今回の指摘を受け、山口県漁業協同組合と漁船以外の船舶の係留場所について協議を行った。その結果、令和8年度の再指定から指定区域の見直しを行うこととなった。

〔指摘事項〕

- (4) 管理運営業務のモニタリングについて、毎年度終了後に指定管理者より提出される事業報告書に対し、所管課は基本協定書第29条に規定されるモニタリングチェックシートによるモニタリングを行っていなかった。基本協定書に基づき適正に事務処理されたい。

（改善措置状況）

管理運営業務のモニタリングについて、基本協定書第29条の規定に基づき、モニタリングチェックシートによるモニタリングを行うよう改善することとした。

以上